

平成30年10月1日

利用者（団体）各位

国立大隅青少年自然の家 所長

日頃より、当施設の運営にご理解賜り、誠にありがとうございます。

施設使用料金等について、平成28年8月24日の閣議決定において、「消費税率の10%への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。」とあることから、消費税率引上げが実施された場合には、施設使用料金等の改定を行う予定です。

なお、具体的な施設使用料金等については、決まり次第追ってお知らせ致します。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。